

【重要】令和6年度介護報酬改定関連通知の正誤等について

厚生労働省より、令和6年度介護報酬改定関連通知について、以下のとおり修正するとの通知がありました。

●介護保険最新情報 vol. 1285 「令和6年度介護報酬改定関連通知の正誤等について」

(厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/001271470.pdf>)

【主な修正内容】 ※その他の修正内容につきましても、必ずご確認ください。

●高齢者虐待防止措置未実施減算（研修の実施頻度について）

（認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

訂正前	訂正後
年1回以上実施していない	<u>年2回以上</u> 実施していない

●協力医療機関連携加算（協力医療機関との会議の開催頻度について）

（地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

訂正前	訂正後
概ね3月に1回以上開催されている必要がある。ただし、電子的システムにより当該医療機関において、当該事業所（施設）の入居（所）者の情報が隨時確認できる体制が確保されている場合には、概ね6月に1回以上開催することで差し支えないこととする。	概ね <u>月に1回以上</u> 開催されている必要がある。ただし、電子的システムにより当該医療機関において、当該事業所（施設）の入居（所）者の情報が隨時確認できる体制が確保されている場合には、 <u>定期的に年3回以上</u> 開催することで差し支えないこととする。

●口腔衛生の管理（管理の手順について）

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

訂正前	訂正後

(12)～(14) (略)

(12) 口腔衛生の管理基準第143条の3は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）も参照されたい。

- ① 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ② 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ③ (略)
- ④ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は③の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。

(13)・(14) (略)